



平成 14 年 5 月 23 日

各 位

東京都西東京市柳沢一丁目 6 番 3 号
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン
代表取締役社長 西 河 洋 一
(登録銘柄・コード 8 8 9 5)
(連絡先)取締役社長室長 渡丸弘之
電話 0424-61-6288(代表)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、商法第 2 8 0 条ノ 2 0 及び第 2 8 0 条ノ 2 1 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 14 年 6 月 27 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役および従業員に対し発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 200,000 株 (上限)

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株)

なお、当社が株式分割を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & & \text{調整前} & \\ \text{株式数} & = & \text{株式数} & \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \end{array}$$

(2) 新株予約権の総数

2,000 個 (上限)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック市場における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{既 発 行} & + & \text{新規株式発行数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} \\ & & & & \text{株 式 数} & & \text{分 割} \cdot \text{新 規 発 行 前 の 株 価} \\ \text{調 整 後} & = & \text{調 整 前} & \times & \frac{\text{既 発 行 株 式 数} + \text{新 規 に 発 行 す る 増 加 株 式}}{\text{既 発 行 株 式 数} + \text{新 規 に 発 行 す る 増 加 株 式}} \\ \text{行 使 価 額} & & \text{行 使 価 額} & & & & \end{array}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 6 月 27 日から平成 21 年 6 月 27 日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当を受けた者が(6) による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却できる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注 1) 具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注 2) 上記の決議は、平成 14 年 6 月 27 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上